

オンライン初期日本語教室実施事業

企画・運営業務 委託要綱

1 目的

本県では2020年4月に「あいち地域日本語教育推進センター」を設置し、県内の地域日本語教育の体制整備に取り組んでいる。また、2022年3月に策定した「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」では施策の方向性として、ICTを活用した対話型の日本語学習に取り組むこととしている。

本事業は、こうした方向性に沿って、外国人住民の日本語学習の機会の拡充を目的として実施するものである。

2 事業実施体制

本事業は県が主催で実施する。本事業における実施体制は以下のとおりとする。

(1) 県

県は、本事業実施にあたって受託業者との調整、実施方法の相談等の業務を行う「あいち地域日本語教育コーディネーター」（以下、「コーディネーター」という。）を配置する。受託者は県及び県のコーディネーターと相談の上、業務を行うこと。

(2) 初期日本語教育事業連絡調整会議

効果的な事業実施となるよう、県が設置する初期日本語教育事業の連絡調整会議（年5回程度開催）で各地域の実施計画、進捗、実施結果を議論する。構成員は日本語教育の有識者、あいち地域日本語教育コーディネーター、市町村等で構成する。

受託者は、必要に応じて連絡調整会議に出席し、実施計画、進捗、実施結果等について説明、報告を行うこと。

3 業務内容

県が主催で実施するオンライン初期日本語教室を、以下のとおり企画・運営すること。

オンライン初期日本語教室の実施

(1) 開催条件

開催場所：オンラインによる開催を原則とする。ただし、県と協議の上、数回の対面開催も可。

実施期間：2026年8月から2027年2月まで

実施回数：年間2期の開催とする。

各期あたり 合計8回程度（1回あたり2時間程度）

※曜日や時間帯については、県のコーディネーターと相談の上、決めること。

受講対象者：主に、次の(ア)、(イ)のいずれにも該当する者。

(ア) 愛知県に居住しており、地域の日本語教室に通うことができない外国人県民

(イ) 16歳以上で、日本語が全くわからないか、ほとんどわからない初期レベルの者。

※応募者多数の場合は、県のコーディネーターと相談の上、応募者の居住する地域の日本語教室の有無や、在留資格などにより、初期段階の日本語学習機会が得られにくい者を選定すること。

定 員：各期 20 名程度（国籍は問わない）

目 標：日本語の分からない外国人が、日本語パートナーとの対話をとおして、あいさつや自己紹介等ができ、日常生活の簡単な表現を理解し、話すことができるようになること（文字は、ひらがなが読める程度まで）をめざすとともに、本教室の実施期間後も引き続き日本語学習ができるようフォローアップを行うこと。

内 容：

- ・日常生活を営む上で想定される話題を中心に、受講者が地域住民と人間関係を築くための日本語を習得できるよう、対話型による教室運営を行うこと。
- ・地域在住の学習者の状況を踏まえ、欠席や途中参加の学習者でも参加しやすいようモジュール型のカリキュラムとすること。

(2) 使用教材：

2019 年度及び 2021 年度に県が作成した学習教材

「地域における初期日本語教育モデル事業『はじめての日本語教室』

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/kyozai-hajimete-nihongo.html>)

(3) 指導者の配置：

各回に、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者を配置すること。（各回、異なる指導者の配置でも可）

但し、地域日本語教室において日本語教育を実施した経験を有する者を含むことが望ましい。

(ア)（公財）日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者

(イ) 文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める 420 時間以上の養成講座を修了した者

(ウ) 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者（関係科目 45 単位以上）または日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者（関係科目 26 単位以上）

(エ) 登録日本語教員の資格を有する者

※複数名でチームを組んで実施する場合は、上記(ア)～(エ)のいずれかに該当する者をチームに 1 名以上含むこと。

(4) 補助者の配置：

指導者と協働し、参加者が十全に活動に参加できるよう補助する者を配置すること。

(5) 外国人住民コーディネーターの配置：

- ・受講者のサポートを行うため、県のコーディネーターと調整しながら、外国にルーツを持つ地域の定住者等を外国人住民コーディネーターとして配置すること。

なお、配置にあたっては、受講者の国籍等を考慮し、円滑なコミュニケーションが取れるような体制とすること。

- ・外国人住民コーディネーターは、受講者募集時の協力や通訳等の受講者のサポート業務を行うとともに、教室開催時以外にも受講者への助言・相談、調整業務等を行うこと。
- ・活動状況については報告書を作成し、状況に応じて謝金を支給すること。

(6) 日本語パートナーの募集：

- ・日本人住民が学習者の対話相手である「日本語パートナー」として参加できるよう、募集案内のチラシを作成し、県のコーディネーターと連携して効果的な方法を検討した上で、周知を図ること。
- ・新規の日本語パートナーに対しては、事前の説明会やオリエンテーション等を実施し、教室活動について、理解を図ること。

(7) 受講者募集：

- ・受講者募集案内のチラシを作成し、必要な言語に翻訳して受講者を募集すること。
- ・県のコーディネーターと連携し、対象となる外国人住民に教室の開催情報が届くよう、効果的な方法を検討し実施すること。

(8) タブレット端末の配備

- ・タブレット端末を使用する場合は、受託者にて調達の上、利用に必要な最低限の設定を行い、受講者に対して貸与することができる。
- ・タブレット端末等の調達品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- ・タブレット端末等の調達、設定、配布等全ての諸費用は、受託者の負担とすること。

(9) 留意事項：

- ・受講者に対して、本教室の実施期間後も引き続き日本語学習ができるよう、オンラインツールを活用するなど、教室外での日本語学習を促進するような内容を含めること。
- ・指導者及び補助者として活動する者が、県のコーディネーターに相談する機会を適宜設けること。
- ・学習者の居住地の日本語教室の状況を把握するための情報収集に努めること。
- ・指導者、補助者、外国人住民コーディネーター、受講者等の安全確保のため、傷害保険に加入すること。
- ・教室実施日当日は、指導者、補助者、外国人住民コーディネーターのほか、必要な人員を配置し、円滑な業務実施に努めること。
- ・謝金及び会議費については、文部科学省が示す別紙の参考諸謝金単価表を参考とすること。
- ・会場使用料が発生する場合は、受託団体が支払いを行うこと。
- ・各回の教室について、県が指定する書式を用いて活動報告を提出すること。
- ・受講者募集チラシには「令和8年度文部科学省補助事業活用」と明記すること。

4 報告書の提出

(1) 提出物

- ・業務報告書

Word 及び PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体（CD-R 等）を 1 部提出する。

(2) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

TEL：052-954-6102（ダイヤルイン）

(3) 提出期限

2027 年 2 月 28 日（日）

5 留意事項

(1) 本業務は、受託者で有している知識等に基づき業務を遂行するものとする。

(2) 本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して実施するものであり、「愛知県地域日本語教育推進補助金」を始め、他の地方公共団体が実施する助成制度を活用して実施することはできないものとする。

(3) 県との協議及び総括責任者の設置

- ・採用された企画に基づき本業務を実施することとするが、受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。なお、その上で実施内容を変更することがある。
- ・本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、本要綱に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。
- ・委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- ・何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(4) 著作権等の保護

- ・業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。
- ・成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ・著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議の上、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができる。

(5) 情報管理

- ・受託者は、業務の遂行に当たっては、県や企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

- ・受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ・個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(6) 一括再委託の禁止

- ・委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。

(7) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

- ・本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(8) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い等

- ・受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保有しなければならない。
- ・本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となること。

(9) その他

- ・愛知県のロゴマークを使用する場合は、あらかじめ本県に相談して許可を得ること。